利益相反（Conflict of Interest：COI）の開示に関する基準

日本理学療法管理研究会（以下、「本研究会」という。）では、本研究会に関連する事項について、下記の通り利益相反の開示を求めるものとする。

記

１．対象

１）本研究会員（専門会員・一般会員・学生会員）

　２）本研究会の学術誌「理学療法管理学」の投稿者

　３）本研究会主催の学術大会ならびに学術事業等での発表者

　４）本研究会が行う調査研究事業の責任者および担当者

　５）本研究会が行う研究助成事業で選ばれた研究事業の責任者及び担当者

　６）２）～５）の審査を行う責任者

２．対象となる事業活動

　１）本研究会が主催する学術大会およびそれに類する催し

２）学術誌「理学療法管理学」に投稿する論文

３）本研究会が行う調査研究事業

４）本研究会が行う研究助成事業

５）公益社団法人　日本理学療法士協会（以下、「協会」という。）が行う研究助成事業

６）その他、目的を達成するために必要な事業

３．申告すべき事項と条件

１）臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団

体という）の役員、顧問職については、１つの企業・組織や団体からの報酬額が年間

100 万円以上とする。

２）株式の保有については、１企業あたり 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総

和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5％以上を所有する場合とする。

３）企業・組織や団体からの特許権使用料については、１つの権利使用料が年間 100 万

　　円以上とする。

４）企業・組織や団体から、会議の出席（発表）等、研究者を拘束した時間・労力に対し

て支払われた日当（講演料など）については、１つの企業・組織や団体の総額が年間

50 万円以上とする。

５）企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（印税含む）

については、１つの企業・組織や団体の総額が年間 50 万円以上とする。

６）企業・組織や団体から提供される研究費については、１つの企業・組織や団体から臨

床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以

上とする。

７）企業・組織や団体から提供される奨学（奨励）寄付金については、１つの企業・組織

や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室

の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合とする。

８）企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。

９）その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、１つの企業・組

織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

４．開示の方法

１）利益相反の開示の対象を所管する機関が定める規程に従うこととする。

以上

（2022 年4月21日、本研究会理事会にて承認）

＜様式＞

**利益相反自己申告書**

記入日：　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 協会員番号 |  | 氏　名 |  |
| 所属研究会 |  | 所属施設 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **金　　額** | **該当の状況** | **該当のある場合、企業名簿** |
| ①　役員・顧問職 | 100万円以上 | 有・無 |  |
| ②　株 | 利益100万円以上／全株式の５％以上 | 有・無 |  |
| ③　特許権使用料 | 100万円以上 | 有・無 |  |
| ④　講演料等 | 50万円以上 | 有・無 |  |
| ⑤　原稿料 | 50万円以上 | 有・無 |  |
| ⑥　研究費 | 200万円以上 | 有・無 |  |
| ⑦　奨学寄附金  （奨励寄附金） | 200万円以上 | 有・無 |  |
| ⑧　寄附講座 | 企業の寄附講座に  所属している場合 | 有・無 |  |
| ⑨　その他報酬 | 5万円以上 | 有・無 |  |